

中学校新教育課程

Q & A

平成20年9月

佐賀県教育委員会

目 次

総則	1
Q 1 改正教育基本法等を踏まえ、どのように学習指導要領は改訂された のですか。	
Q 2 学習指導要領の改訂の基本方針は何ですか。	
Q 3 教育課程編成の原則は何ですか。	
Q 4 教育課程の編成は、どのような手順で行うのですか。	
Q 5 選択教科を開設する際、どのようなことに留意すればよいですか。	
Q 6 各教科等の年間授業時数は、どのようになっていますか。	
Q 7 移行期間中の各教科等の授業時数は、どのようになっていますか。	
Q 8 内容の取扱いについては、どのように留意すればよいですか。	
Q 9 標準授業時数の「標準」とはどのように考えればよいですか。	
Q 10 指導計画の作成に当たっての配慮事項は何ですか。	
Q 11 教育課程の評価と改善は、どのように図ったらよいですか。	
Q 12 言語活動の充実を、どのように図ればよいですか。	
Q 13 授業時数等の取扱いについては、どのようになっていますか。	
Q 14 授業の1単位時間の運用は、どのように考えたらよいですか。	
Q 15 時間割の弾力的な編成については、どのように考えるのですか。	
Q 16 教育課程の実施に当たって、どのような配慮が必要ですか。	
Q 17 特別支援学級の教育課程の取扱いは、どのようにしたらよいですか。	
国語	14
Q 1 今回の改訂の背景、また改訂のポイントはどこにありますか。	
Q 2 「言語事項」が「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に改訂 されましたが、どのような違いがありますか。	
Q 3 「第2 各学年の目標及び内容」の学年の区切りが、平成元年度版以前 と同じに戻されましたが、その意図と留意点はどのようなものですか。	
Q 4 「第2 各学年の目標及び内容」の内容に例示された言語活動は、全て 取り組まねばならないのですか。	
Q 5 言語技能の習得と自分の考えの形成をどのように結びつけばよいです か。	
社会	20
Q 1 社会科の目標は、どのように改善されましたか。	
Q 2 社会科の内容は、どのように改善されましたか。	

- Q 3 第3学年の授業時数が55時間増加しているのはなぜですか。
- Q 4 地理的分野の「日本の諸地域及び世界の諸地域」の地誌学習では、どのような内容が充実されたのですか。
- Q 5 公的分野に新設された「よりよい社会を目指して」に示されている課題を探究させる学習とは、どのようにすればよいですか。
- Q 6 歴史的分野の近現代史で重視されている内容は、どのようなものですか。

数学 27

- Q 1 数学科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 数学科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 各学年において具体的な〔数学的活動〕が示されたことで、指導がどのように変わりますか。また、移行期間中は、どのように行えばよいですか。
- Q 4 第1・第3学年で、授業時数が増加しますが、時数が増加したことをどのようにとらえ、どのようなことに留意して指導をすればよいですか。
- Q 5 課題学習のねらい、指導の在り方は、どのようになっていますか。

理科 33

- Q 1 理科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 理科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 理科の指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。
- Q 4 移行措置において、どのような注意が必要ですか。
- Q 5 国際的な通用性とは、どのようなことですか。
- Q 6 移行期間中の現行学習指導要領の内容については、はじめて規定は適用されるのですか。
- Q 7 科学的に探究する能力の基礎と態度とは、どのようなものですか。

音楽 39

- Q 1 音楽科の目標は、どのように改善されましたか。
- Q 2 音楽科の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 内容の取扱いについて、どのようなことに留意すればよいですか。
- Q 4 移行期間中は、どのようなことに留意すればよいですか。

美術 44

- Q 1 「A表現」の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 2 「B鑑賞」の内容は、どのように改善されましたか。
- Q 3 目標に、「美術文化についての理解を深め」という文言が付け加えられ

たのは、なぜですか。

Q 4 新しく示された〔共通事項〕とは何ですか。

Q 5 移行期間中における内容の取扱いについての留意点を示してください。

保健体育 4 9

Q 1 保健体育の授業時数が増加されたのはなぜですか。

Q 2 中学校の第1・2学年と第3学年に分けて、各分野の目標及び内容を示したのはなぜですか。

Q 3 体育分野の領域・内容の「E 球技」について「型」と類型化したのはなぜですか。

Q 4 体づくり運動や体育理論に時間数を示したのはなぜですか。

Q 5 武道が必修になりましたが、宗教上の理由で武道の履修を拒否する生徒への対応はどうすればよいですか。

Q 6 部活動が総則に記載されましたが、改訂後、何が変わるのですか。

Q 7 保健体育第3 指導計画の作成と内容の取扱いの(3)で「道徳の時間などとの関連を考慮しながら」と追加されていますが、保健体育科の特性に応じた適切な指導とはどのようなものですか。

技術・家庭 5 4

Q 1 技術・家庭科の目標の改訂のポイントは何か。

Q 2 技術・家庭科の学習内容の改訂のポイントは何か。

Q 3 指導計画を作成する上で、どのようなことに留意すればよいですか。

Q 4 対応すべき課題としてどのようなことが考えられますか。

外国語 5 9

Q 1 外国語科の目標は、どのように改善されましたか。

Q 2 外国語科の内容は、どのように改善されましたか。

Q 3 外国語科の授業時数が増加したのはなぜですか。また、授業時数の増加に伴って、指導すべき内容はどのくらい増えましたか。

Q 4 文法事項の取扱いについては、どのようなことに留意すればよいですか。

Q 5 語数の大幅な増加は、生徒の負担増につながるのではないですか。

Q 6 移行期間中に、指導すべき内容は増加するのですか。

Q 7 小学校における外国語活動との関連とはどのようなことですか。

道徳 65

- Q 1 道徳推進教師とこれまでの道徳主任とは、どのように違うのですか。
- Q 2 道徳教育の全体計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。
- Q 3 道徳の時間における「情報モラル」の指導は、道徳の内容とどのように関連させて行えばよいですか？
- Q 4 体験活動を生かした道徳の時間の指導方法の工夫には、どのようなものがありますか？

総合的な学習の時間 69

- Q 1 総合的な学習の時間の趣旨やねらいは、どのように変わりましたか。
- Q 2 探究的な学習を進めるために、どのようなことに留意すればよいですか。
- Q 3 「各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める」とありますが、どういうことですか。
- Q 4 育てようとする資質や能力及び態度の視点は、どのようにとらえればよいですか。
- Q 5 総合的な学習の時間の内容を定める場合、どのような点に留意すればよいですか。
- Q 6 指導計画を作成する上で、どのような点に留意すればよいですか。
- Q 7 職業や自己の将来に関する学習活動が例示として加わるなど重視されていますが、学習を進める際、新たに配慮すべきことがありますか。
- Q 8 指導計画の作成と内容の取扱いの中に「小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえること」とありますが、具体的にはどのように指導計画を作成すればよいですか。
- Q 9 総則の第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行時の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」の意味は何ですか。
- Q 10 体制作りに関して、解説にはコーディネータのことがあまり触れられていません。今後、どのように考えていけばよいですか。
- Q 11 移行期間中の授業時数については、どのように考えればよいですか。
- Q 12 移行期間中にすべきことは、どのようなことですか。

特別活動 78

- Q 1 各内容の目標に「望ましい人間関係を形成し」が入りましたが、授業等を展開するときには、どのようなことに配慮すべきですか。

Q 2 各教科、道徳、総合的な学習の時間等との関連は、どのように改善されましたか。

総則

Q 1 改正教育基本法等を踏まえ、どのように学習指導要領は改訂されたのですか。

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、教育基本法改正を通して教育の新しい理念が定められたこと、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた改訂となっています。また、「生きる力」をはぐくむという現行学習指導要領の理念は継承され、その理念を実現するための具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領が改訂されました。

Q 2 学習指導要領の改訂の基本方針は何ですか。

今回の改訂は、次の三つの方針に基づいて行われました。

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

Q 3 教育課程編成の原則は何ですか。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとするとしています。

Q 4 教育課程の編成は、どのような手順で行うのですか。

教育課程編成の手順については、それぞれの学校がその実態に即して考えるべきものですが、一般的には以下のような流れが考えられます。

- 1 学校の基本方針を明確にする。
- 2 編成のための組織と日程を定める。
- 3 編成のための事前の研究や調査をする。
- 4 教育目標を設定する。
- 5 編成作業。
- 6 評価の観点を設定する。

編成に当たっては、学校の長たる校長が責任者となりますが、教頭・教務主任をはじめとして各主任を中心に全教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに、教育課程全体のバランスに配慮しながら創意工夫を加えて編成することが大切です。

Q 5 選択教科を開設する際、どのようなことに留意すればよいですか。

中学校の教育課程は、今回の改訂で「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成する」と改正されました。また、選択教科に充てる授業時数については、標準授業時数の枠外において各学校において開設し得ることとなりました。

選択教科を開設する場合、各学校においては、教科や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図りつつ3学年間全体を見通し、選択教科の内容等を適切に定め、それぞれ選択教科の指導計画を作成する必要があります。その際、それぞれの学校の状況や生徒の実態を考慮することが重要です。

また、選択教科の指導計画の作成に当たっては、道徳及び特別活動を含めた各教科等及び各学年相互の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるよう配慮することが必要であることは言うまでもありません。

選択教科の内容については、従前同様、自ら課題を設定し追究するなどの課題学習、教科の授業で学習した内容を十分に理解するため再度学習したりするなどの補足的な学習、教科の授業で学習した内容よりさらに進んだ内容を学習するなどの発展的な学習など、地域や学校の実態を踏まえつつ、生徒の実態に即した多様な選択教科の開設及び授業の実施が大切です。

Q 6 各教科等の年間授業時数は、どのようになっていますか。

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動〔学級活動（学校給食に係るものを除く。）〕の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないように、各学校においては、地域や学校及び生徒の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要となります。

今回の改訂においては、「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる」ことを示しています。これは、教科等や学習活動によっては年間を通じて行うことなく、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合もあることを考慮したものです。本規定は長期休業期間の変更について、学校にその権限を一律に付与する趣旨ではなく、長期休業期間中に各教科等の時間をまとめて確保することができることを確認的に規定したものであり、各学校においてどのような手続きを経て長期休業期間中に授業日を設定できるようにするかは、各設置者の定めるところによることとなります。

また、道徳については、夏休み等にまとめ取りすることは、通常、考えられません。

一般的に、道徳教育の要としての道徳は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本に基づき、～（略）～国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成する」という道徳教育の趣旨、「各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを

補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する」という道徳の目標に照らした場合、35週にわたって行うことが原則と考えられています。

Q7 移行期間中の各教科等の授業時数は、どのようになっていますか。

移行期間中の各学年における各教科等の授業時数及び総授業時数は、平成20年改正省令附則第4項の規定によるとともに、同項の定めるところ以外については現行の学校教育法施行規則別表第2によりますが、特に次の事項に留意する必要があります。

- 1 総授業時数は、現行の学校教育法施行規則別表第2によること。
- 2 数学については、第1学年は平成21年度から35単位時間、第3学年は平成22年度から35単位時間、それぞれ増加させ、平成22年度からは平成20年改正省令による改正後の学校教育法施行規則別表第2に定める授業時数と同じ時数となるようにしたこと。
- 3 理科については、第2学年は平成22年度から35単位時間、第3学年は平成21年度から25単位時間、平成23年度からはさらに35単位時間、それぞれ増加させ、平成23年度からは平成20年改正省令による改正後の学校教育法施行規則別表第2に定める授業時数と同じ時数となるようにしたこと。
- 4 第1学年においては、選択教科等に充てる授業時数は0～15単位時間、総合的な学習の時間の授業時数は50～65単位時間としたこと。また、第2学年の選択教科等に充てる授業時数は、平成22年度及び23年度においては15～50単位時間としたこと。さらに第3学年の選択教科等に充てる授業時数は、平成21年度は80～140単位時間、平成22年度は45～105単位時間とし、平成23年度は10～70単位時間としたこと。

Q 8 内容の取扱いについては、どのように留意すればよいですか。

学習指導要領に示している内容は、すべての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能です（学習指導要領の「基準性」）。

このように、学習指導要領の基準性が明確に示されている趣旨を踏まえ、学習指導要領に示している、「すべての生徒に対して指導するものとする内容」の確実な定着を図り、さらに知識・技能を深めたり高めたりするとともに、思考力・判断力・表現力等を豊かにし、学習意欲を一層高めたりすることが期待されます。

つまり、まずは学習指導要領に示している「すべての生徒に対して指導するものとする内容」の確実な定着が求められます。また、学習指導要領に示した各教科、道徳及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要です。すなわち、学習指導要領に示している内容を生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであって、全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避けなければなりません。さらに、これらの指導によって、生徒の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければなりません。

Q 9 標準授業時数の「標準」とはどのように考えればよいですか。

学校教育法施行規則第73条の規定等及び学習指導要領は完全学校週5日制の下での教育課程の基準であり、年間の総授業時数は、学校週5日制を前提として定めたものです。

学習指導要領第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならないものです。別表第2に定めている授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態

などの条件も十分考慮しながら定めたものであり、各学校において年度当初の計画段階から別表第2に定めている授業時数を下回って教育課程を編成することは、上記のような学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられません。

学校教育法施行規則第73条において、別表第2に定めている授業時数が標準授業時数と規定されているのは、

指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、各学校においては、地域の状況や生徒の実態を十分に考慮して、生徒の負担過重にならない限度で別表第2に定めている授業時数を上回って教育課程を編成し、実際に上回った授業時数で指導することが可能であること。

別表第2に定めている授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第73条及び別表第2に反するものとはしないこと。

これらの趣旨を制度上明確にしたものです。

Q10 指導計画の作成に当たっての配慮事項は何ですか。

指導計画の作成に当たっては、学習指導要領第1章第4の1に特に配慮する必要がある事項が2項目にわたり示されています。

- 1 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
- 2 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。

以上のことに配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければなりません。

Q11 教育課程の評価と改善は、どのように図ったらよいですか。

教育課程の評価は、学校の教育活動全体の評価といえるものです。そのため、多面的、総合的、かつ計画的、組織的に行う必要があります。法制度上各学校は、

教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。

保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。

自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

が必要となっています。このことを踏まえて、文科省から、平成20年1月31日に学校評価ガイドライン〔改訂〕が出ていますので参考にするとよいでしょう。

次に、教育課程が学校教育目標を効果的に実現する働きをするよう、改善を図ることが求められます。改善の方法は、一般的には次のような手順が考えられます。

評価の資料を収集し、検討すること。

整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。

改善案をつくり、実施すること。

教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであり、これは教育課程を地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性に即したものにすることにほかなりません。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要です。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層上げることが期待できるものです。

Q12 言語活動の充実を、どのように図ればよいですか。

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力です。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められています。

したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとしています。

具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては、小学校教育及び中学校教育を通じて、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示しました。

また、各教科においても、

- ・ 「持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる」(社会)
- ・ 「数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う」といった数学的活動の充実(数学)
- ・ 「問題を見だし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動」の充実(理科)
- ・ 「造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫、目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り見方を深め、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして、美意識を高め幅広く味わうこと」の重視(美術)

などそれぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されています。

また、外国語科において、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うのはもとより、道徳においても、「自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実すること」を、総合的な学習の時間では、「問題の解

決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」をそれぞれ重視しています。さらに、特別活動では、「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動」の充実が規定されました。

Q13 授業時数等の取扱いについては、どのようになっていますか。

各教科等の授業については、従来どおり年間35週以上にわたって行うことを原則としています。このことは、各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、生徒の実態や教科等の特性を考慮して過当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられます。各学校においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び生徒の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要です。

今回の改訂においては、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、」これらの授業を特定の期間に行うことができることが新たに示されています。これは、教科等や学習活動によっては年間を通ずることなく、夏季、冬季、学年末、農繁期等の休業日の期間に授業を設定することも含め、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合もあることを考慮したものです。ただし、「特別活動を除く。」とあるように、特別活動（学級活動）については、この規定は適用されません。中学校では小学校とは異なり教科担任制をとっており、学級担任が生徒と不断に接している訳ではありません。そこで、中学校においては、学級活動の時間を毎週実施することとし、それによって学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実向上を図ることを意図しているからです。また、道徳についても、指導の効果等を考えた場合、夏季休業中に実施することは通常は考えられません。

また、給食、休憩等の時間については、学校において工夫を加え、適切に定めることとなっています。

Q14 授業の1単位時間の運用は、どのように考えたらよいですか。

授業の1単位時間、すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要があります。各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ（あくまでも授業時数の1単位時間を50分として計算した学校教育法施行規則第73条別表第2に定める授業時数を確保するという意味）、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとされています。

例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行うことや、計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなどが考えられます。ただし、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられません。また、10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもありません。

Q15 時間割の弾力的な編成については、どのように考えるのですか。

今回の改訂においては、「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする」を「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる」に修正されています。

標準授業時数については「子どもの学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習する方がより効果的・効率的である」という中教審の答申を踏ま

えて、例外はあるものの、各教科等の年間の標準授業時数を 35 の倍数にすることを基本とされています。このため、従前と比べ、より固定的に時間割が編成できるようになりました。他方、各学校の工夫の一つとして、地域や学校、生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることも引き続き可能であることも明確にされています。

Q16 教育課程の実施に当たって、どのような配慮が必要ですか。

教育課程の編成に当たっては、配慮しなければならない様々な事項があります。第1章総則第4の2においては、そのような実施上の配慮事項について、14項目にわたって示されており、

- 1 生徒の言語環境の整備と言語活動の充実
- 2 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進
- 3 生徒指導の充実
- 4 進路指導の充実
- 5 ガイダンス機能の充実
- 6 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
- 7 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
- 8 障害のある生徒の指導
- 9 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導
- 10 情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用
- 11 学校図書館の利活用
- 12 指導の評価と改善
- 13 部活動の意義と留意点等
- 14 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

各学校においては、これらの事項に十分配慮し、教育課程を実施するように努めなければなりません。

Q17 特別支援学級の教育課程の取扱いは、どのようにしたらよいですか。

特別支援学級における教育課程の取扱いは、学校教育法施行規則によって、「特別の教育課程によることができる。（一部抜粋）」と規定されています。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める中学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもありません。

国語

Q 1 今回の改訂の背景、また改訂のポイントはどこにありますか。

改訂の背景については、平成20年1月17日付けの中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」に国語科の課題が詳述されています。そこでは、国際的な学力調査や教育課程実施状況調査の結果から、文章や資料の分析的な解釈、熟考・評価、論述形式の問題に低下の傾向が見られること、また、古典に親しむ態度にも問題があることが指摘されています。

また、現代は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」であるという特徴を持っている点も重要です。

これらの実情をふまえて、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、先に示した中教審答申が示され、新しい学習指導要領が告示されました。

改訂のポイントは、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域を継続しながら、言語活動のプロセスをより明確化して、指導事項を配列しているという点です。これによって、より指導の過程がとらえやすくなりました。

また、各領域の能力が確実に身につくように、批評、評論、論説などの言語活動例を「内容の取扱い」から「領域の内容」に移行しました。ただ、指導事項を言語活動を通して指導する考え方は現行と同じで、変わっているわけではありません。その意味で現行の学習指導要領の充実発展を目指すのが今回の学習指導要領であると理解していただくとよいでしょう。

それから、現行の〔言語事項〕を改め、〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕を新設し、古典の指導の充実と日本語の特性について学べるようにしています。これは国際社会をもにらんでのことです。

最後に、目標と内容を学年ごとに新たに示し、系統性をよりわかりやすく示しているのもポイントです。

Q2 「言語事項」が「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に改訂されましたが、どのような違いがありますか。

中央教育審議会答申に「〔言語文化と国語の特質に関する事項〕を設け、我が国の言語文化に親しむ態度を育てたり、国語の役割や特質についての理解を深めたり、豊かな言語感覚を養ったりする内容を示す」とあります。

「言語事項」が「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に改められたのではなく、構成そのものを新しくし、その事項に何を入れるのかという考え方そのものを整理し、新たに設けたのだということになります。

今回特に、古典に関する内容が「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に位置付けられました。従前は「C読むこと」の配慮事項に示されていた古典の指導を「伝統的な言語文化に関する事項」として設定したわけです。すなわち古典を「読むこと」はもちろん、「書くこと」、「話すこと・聞くこと」の3領域に関連させることができるようになったのです。小学校での学習を踏まえ一層古典に親しませるとともに我が国に長く伝わる言語文化について関心を広げたり深めたりすることを重視する必要があります。

また「イ 言葉の特徴やきまりに関する事項」の各学年の（ア）に「言葉の働きや特徴、言葉遣いに関する事項」が新たに設けられ、国語としての特徴について考えさせたいとしています。さらに「ウ 漢字に関する事項」の漢字の書きの指導では、第3学年「文や文章の中で使い慣れること」としてありますが、これは社会生活や他教科の学習に一層資するようにするためです。

書写に関しては、現行とそう変わりありませんが、毛筆での指導を各学年で必ず実施し、示された時間数を下回らないように、年間指導計画に基づいて授業を実施するように求められています。

Q3 「第2 各学年の目標及び内容」の学年の区切りが、平成元年度版以前と同じに戻されましたが、その意図と留意点はどのようなものですか。

現行の学習指導要領では、内容の構成については、領域の下に学年がきていますが、新学習指導要領では、学年の下に各領域と事項がきています。こうして小・中学校の記述のしかたが同じになりました。また第1学年と第2・3年というくくりが、改訂により3学年に分かれました。

この理由は大きくは二つあります。一つは授業時数の関係です。今回の改訂で、第2学年で授業時数が増加（35時間増）しており、第3学年との時間的な差が生じました。時間的に差のある二つの学年をひとくくりにして指導事項を示すのには無理があると考えたのです。

二つめは系統性の問題です。中学校を3年間で示すことで、各学年において学習すべき内容がより明確になりました。また、小・中9年間にわたる言語能力の階梯をより段階的に示すことができました。

一方、学年ごとの記述に戻ったことで注意すべきことがあります。

一つは、第1学年の書写です。一見、授業時数が減っているように見えますが、その分、第2学年で補充されていますので注意をしてください。

二つめは移行措置の最終年度である平成23年度の第2学年と第3学年の学習内容に関してです。現行の学習指導要領は両学年をまとめて示してあるので、どの内容をどちらの学年で扱うかは教科書会社の判断により分けられていますが、新学習指導要領では第2学年で扱う内容と第3学年で扱う内容はどの教科書会社も共通しているため、特にその年の第2学年については、今の教科書と新しい教科書を見比べて、2年生のうちに学習しておかないと3年生の教科書には出ていないという場合が出てきます。

三つめは、第1学年の音声言語指導です。現行第2学年及び第3学年の「音声の働きや仕組みについて関心をもち、理解を深めること」という指導事項は、新学習指導要領では第1学年に示されています。そのため、現行学習指導要領による場合、平成23年度の第1学年は、教科書には載っていないのですが、このことについて前倒しで学習しておかなければなりません。そうしなければ第2学年や第3学年になったときに教科書に載っていないということになります。

Q 4 「第2 各学年の目標及び内容」の内容に例示された言語活動は、全て取り組まねばならないのですか。

今回の学習指導要領の強調点は、「言語活動を通して指導事項について指導する」ということです。現行の学習指導要領においても、言語活動を通して指導するようになっていますが、現状では、それが必ずしも意識されていないという実態があります。

学習指導要領解説に「なお、例示のため、これらのすべてを行わなければならないものではなく、それ以外の言語活動を取り上げることも考えられる」と示してあり、この例示の扱いについては文面通りに考えてください。

しかし、この例示は、たくさんの言語活動例の中で、指導事項との関連や中学校のその学年の生徒にふさわしい、社会生活に必要な言語活動ということでふるいにかけて残っているものですので、例示とはいえ大事にして欲しいと考えます。

言語活動例が増えて、非常に圧迫感があるという声も聞かれます。しかし、現行と比べてみるとそうでもないことが分かります。

現行では、「指導計画の作成と内容の取扱い」の中に、言語活動例が3領域にわたり合計七つ示されています。この七つは学年を分けていないので、各学年において具体化するということになっています。仮にそれぞれの言語活動例について各学年で1回ずつ具体化するとなると7×3学年で21になります。新学習指導要領ではこれを各学年に分けたのです。合計は23です。第2学年は授業時数が35時間増えますから、現行と比べて言語活動例がかなり増えたという指摘は当たらないのです。

ただ、今回示された言語活動例が、かなり具体化したものであるため、やらなければならないことが明確になったという点で、それをプレッシャーと感じ、言語活動例が増えた印象があるのかもしれませんが、内容的には充分にできると考え設定しています。

Q 5 言語技能の習得と自分の考えの形成をどのように結びつければよいですか。

今回の改訂では、実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けることが求められています。そこでは言語活動を通して言語能力を育成するという視点が大切です。

各領域の目標には「自分の考えをまとめ」たり、「広げ」たり、「深め」たりする態度を育てるとあります。PISA調査の結果などからも、日本の子どもたちは情報の取り出しや解釈はできているのに、「あなたの考え」、「あなたの批評」、「あなたの評価」となると口が重くなってしまう傾向が見られました。このままではこれからの国際社会で、主体的な社会人として通用しないのではと危ぶまれています。そこで自分の考えをしっかりと持つこと、価値観を共有しないような他者にも自分の考えをわかりやすく伝えていくこと等が重要になってきます。それは他者とのコミュニケーション能力、即ち「伝え合う力」を重視するということであり、現行の学習指導要領と同じ方向性なのですが、今回もっとしっかりその力を育成しようと、新学習指導要領では「読みあう」、「話し合う」、「生かしあう」等、「しあう」という指導事項を示したのです。

このように、他者との交流を通して、自分の考えを作ったり、あるいは作り直したりしていきながら、同時にその方法を学ぶ。すなわち、言語技能や言語能力の育成と自己の意見の形成とを関連させていくのです。

ただ、どうしても「言語技能」と「自分の考えの形成」あるいは「知識・技能の育成」と「思考力・判断力・表現力の育成」を分けて捉えようとしがちです。しかしそれらは截然と分けられるものではありません。結果として学習指導要領ではそれらを明確に分けない整理の仕方になっています。要は、「学習過程」や「言語活動」を重視した指導をすることで、「知識・技能」も「思考力・判断力・表現力」も育成しようとしているということです。「言語能力」と「自分の考えの形成」を相補的に高めていく必要があります。

社会

Q 1 社会科の目標は、どのように改善されましたか。

社会科においては、知識基盤化やグローバル化が進む時代にある今こそ、世界や日本に関する基礎的教養を培い、国際社会に主体的に生き、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することが求められています。そのためには、基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得に努めるとともに、思考力・判断力・表現力等を確実にはぐくむため言語活動の充実を図り、社会参画に関する学習を重視することが必要です。今回の改訂は、このような考えを基本としており、次の3点が基本的な柱とされています。

基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得
言語活動の充実
社会参画、伝統や文化、宗教に関する学習の充実

具体的には、各分野において、次のような改訂がなされています。

1 地理的分野

- ・ 従来からの国土認識と併せて、世界の地理的認識を養うことが重視され、目標(1)に「世界の諸地域」が追加されました。
- ・ 地域的特色を追究することについては、地域的特色や地域の課題をとらえることに主眼が置かれたことから、目標(2)が「地域的特色や地域の課題をとらえさせる」に変更されました。

2 歴史的分野

- ・ 我が国の歴史の大きな流れを理解することが学習の中心であることを明確にするために、目標(1)が「我が国の歴史の大きな流れを・
・各時代の特色を踏まえて理解させ」に変更されました。

3 公民的分野

- ・ 習得した知識、概念や技能を活用して、社会的事象について考えたことを説明したり、自分の考えをまとめて論述したり、議論などを通して考えを深めたりすることが重視され、目標(2)に「現代社会についての見方や考え方の基礎を養う」が追加されました。

Q 2 社会科の内容は、どのように改善されましたか。

地理的分野

内容は、「(1)世界の様々な地域」と「(2)日本の様々な地域」の二つの大項目で構成されており、各大項目は、それぞれ〔地域構成 生活と環境 諸地域 調査〕と学習を進めていくようになっていきます。

特に大きな特徴は、世界の諸地域(6州)と日本の諸地域(7観点)の地誌学習が増設されたことです。

その他、「(1)イ 世界各地の人々の生活と環境」は以前のものが復活しました。この中では宗教についても扱うことになっています。

「(1)ウ 世界の諸地域」(6州)では、それぞれ異なる主題を設けて地域的特色を理解させることが求められています。

「(2)ウ 日本の諸地域」(7観点)では以前のような静態地誌ではなく、七つの考察の仕方を基にして地域的特色をとらえさせる(動態地誌)ように定められています。

歴史的分野

我が国の歴史の大きな流れの理解を一層重視したことから、学習内容が大きく見直されています。

内容の(1)を「歴史のとらえ方」とし、各次代の特色をとらえる学習が新設されました。この学習は、各単元のまとめの授業として行います。

各項目で理解させるべき内容を、「、などを通して、AがBであったことを理解させる」という統一された表現で示すことによって明確化し、各項目での学習を通して、より大きな歴史の流れが理解できるよう、内容の焦点化・構造化が図られました。

歴史の流れをつかむためには、時代区分や時代の移り変わりをつかむことが不可欠であることから、歴史学習の導入の段階で、小学校の歴史学習を活用しながら、年代の表し方や時代区分について学習をすることが明記されました。この学習は継続して行い、定着を図ることが求められています。

近現代史が重視され、近代と現代が別の大項目に分けられました。

世界の歴史の扱いが充実されました。古代文明、欧米諸国のアジア進出、冷戦などがその例です。

公民的分野

公民的分野は四つの大項目から内容構成されていますが、これまでどちらかというと並列的、羅列的な扱いになりがちだった内容が、明確に目標に向けて進むように構成されています。そして、学習の最後に、社会科の目標に迫る学習内容が設定されています。

新設された「(1) 私たちと現代社会」は、公民的分野の導入として位置づけられています。ここで現代社会の特色や、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎(「対立」「合意」「効率」「公正」)を理解させ、この見方や考え方をもとに(2)～(4)アの経済、政治、国際関係に関する諸事象をとらえさせることをねらいとしています。

さらに社会科のまとめとして「(4)イ よりよい社会を目指して」が新設されました。ここでは公民的分野はもとより、地理的分野、歴史的分野などの学習の成果を生かして学習を進めるようになっていきます。持続可能な社会を形成するという観点から課題を探究させ、自分の考えをまとめさせ、これから社会参画をしていくための手がかりを得させることが主なねらいです。

Q3 第3学年の授業時数が55時間増加しているのはなぜですか。

第3学年で歴史的分野を40時間行うために第3学年が140時間となり、現行よりも55時間増加した形になります。「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、次のようになっています。

(2) 各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野120単位時間、歴史的分野130単位時間、公民的分野100単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

各学年の時間数と分野は以下のようになります。

第1学年	第2学年	第3学年
地理・歴史	地理・歴史	歴史・公民
105時間	105時間	140時間

Q4 地理的分野の「日本の諸地域及び世界の諸地域」の地誌学習では、どのような内容が充実されたのですか。

世界の諸地域では各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、それを基に主題を設けて、それぞれの州の地域的特色を理解させる学習を行うようになります。世界の6州すべてでこの学習を行うこととされています。また、主題は州ごとに異なるものでなければなりません。

それぞれの州の地域的特色を理解させるためには、まず、基礎的・基本的な知識を習得する学習を行い、それらの知識を活用して中学校第1学年の生徒の生活と結びつく地理的事象を取り上げていくこととなります。生徒の関心と結びつきやすい主題を設定し追究する中で、地域的特色が明らかになるように学習を展開していくことが大切になります。

日本の諸地域では、日本をいくつかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせることになりました。ここでは日本の7地方という表現はないのですが、七つの考察の仕方ということからすれば、地方で区分した方が進めやすいと思います。

- (ア)自然環境を中核とした考察
- (イ)歴史的背景を中核とした考察
- (ウ)産業を中核とした考察
- (エ)環境問題や環境保全を中核とした考察
- (オ)人口や都市・村落を中核とした考察
- (カ)生活・文化を中核とした考察

(キ)他地域との結び付きを中核とした考察

日本の諸地域に関する地誌学習は、これまでややもすると網羅的な扱いになりがちで、学習活動も事実認識の結果を覚えることに主眼が置かれている傾向が強かったようです。現行の学習指導要領では、そのような状況からの脱却を目指し、社会の変化に対応する観点から学び方や調べ方の学習の充実が目指されました。今回は、さらに七つの考察の仕方から地域的特色をとらえさせる学習が図られています。

Q 5 公民的分野に新設された「よりよい社会を目指して」に示されている課題を探究させる学習とは、どのようにすればよいですか。

この中項目は、公民的分野の最後に社会科のまとめとして設けられたもので、地理的分野、歴史的分野、公民的分野の学習の成果を生かし、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、主体的に社会に参画する態度の基礎を養うことを基本的なねらいとしています。したがって、このようなねらいが達成されるよう、社会科のまとめとして十分に時間をかけて取り組むことが大切です。

また、課題を探究させるに当たっては、対立と合意、効率と公正などの見方や考え方から検討するようにすることにも留意する必要があります。

公民的分野では、今回の改訂で設けられた(1)イにおいて、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などを理解させることとされています。さらに、この見方や考え方は、それ以降の学習で活用するとともに、繰り返し吟味して、さらに広く深く成長させていくことが大切であるとされています。したがって、課題を探究させるに当たっても、現代社会をとらえる基礎となるこのような見方や考え方と関連づけて考えさせたり判断させたりし、さらに、理解した内容や、考えたり判断したりした過程や結果を、まとめさせたり発表させたりすることが大切です。

Q 6 歴史的分野の近現代史で重視されている内容は、
どのようなものですか。

歴史的分野の改訂では、近現代史が重視され、近代と現代が別の大項目に分けられました。これは近現代の学習を一層重視し、現代の社会についての理解が深まるように配慮されたものです。ただ、近現代史の学習の重視とは、必ずしも学ぶ事象の増大や詳細化を意味するものではありません。むしろ、扱い方を一層工夫することをねらったものです。生徒にとって理解しにくいところなので、具体的な事例を取り上げたり、思考や表現を重視した学習を進めたりして大きな展開をつかませるなど、指導の工夫をして理解できるようにすることが大切です。

数学

Q 1 数学科の目標は、どのように改善されましたか。

数学科の目標

数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。

中学校数学科の指導は、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、それらを活用して問題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむことと、数学の学習に主体的に取り組む態度を養うことにバランスよく取り組む必要があります。そこで、以下の3点について目標の改善を図りました。

1 新たに「数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し」と示されたこと

数学的活動を通じた指導によって、数学を活用して考えたり判断したりすることが一層できるようにするとともに、その楽しさを実感することで数学を学ぶことへの意欲を一層高めることが必要です。

2 新たに「表現する能力を高めること」が示されたこと

事象を数理的に考察する過程やその成果についての認識は、表現することによって深められます。新たに「表現する能力を高めること」と示すことで、数や図形の性質などを的確に表したり、根拠を明らかにして筋道立てて説明したり、自分の思いや考えを伝え合いそれらを共有したり、質的に高めたりすることの重要性が明確になりました。

3 新たに「活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる」ことが示されたこと

数学を活用しようとする態度を育てることは、数学の学習に主体的に取り組むことにつながります。新たに「活用して考えたり判断したりしようとする態度」と示すことで、数学を活用することの趣旨を明らかにし、生徒が数学を活用して考えたり判断したりする機会を設け、その必要性や有用性を実感を伴って理解できるようにすることが重要であることが明確になりました。

Q 2 数学科の内容は、どのように改善されましたか。

主な改善点は、次の3点です。

- 1 領域構成を「A数と式」、「B図形」、「C関数」、「D資料の活用」の4領域に改めたこと

確率・統計に関する領域として「D資料の活用」を新設したことに伴い、これまで「C数量関係」の領域に位置付けられていた関数にかかわる内容を、「C関数」の領域として独立させました。

また、今回の改訂では、義務教育としてのまとまりが強く意識され、これまで以上に小学校と中学校の関連や連携について配慮することが要請されています。小学校算数科と中学校数学科においても、この点を踏まえ、それぞれの領域の関連について理解しておく必要があります。

- 2 各学年の内容に〔数学的活動〕を位置付けたこと

数学的活動は、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、数学的な思考力・表現力を高めたり、数学を学ぶことの楽しさや意義を実感したりするために、重要な役割を果たすものです。

今回の改訂では、数学的活動のうち、特に中学校数学科において重視するものとして、数や図形の性質などを見いだすことや、学んだ数学を利用すること、またその過程で数学的な表現を用いて説明し伝え合うことを内容の〔数学的活動〕に位置付けています。

- 3 内容の移行

基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成を図るために、小学校において学習したことを素地として中学校において活用することや、義務教育としての国際的な通用性を踏まえて、一部の内容の指導時期が改められました。

なお、文字を用いた式、縮図や拡大図、反比例など、小学校と中学校の間でスパイラルな教育課程を編成して指導するという観点から小学校においても取り扱うことになった内容については、小・中学校間の円滑な接続を十分留意する必要があります。

Q3 各学年において具体的な〔数学的活動〕が示されたことで、指導がどのように変わりますか。また、移行期間中はどのように行えばよいですか。

数学的活動とは、生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学にかかわりのある様々な営みを意味します。

今回の改訂では、数学的活動を生かした指導を一層充実し、また、言語活動や体験活動を重視した指導が行われるようにするため、各学年の内容において、下表に示すア～ウの活動を中学校数学科における数学的活動の典型例〔数学的活動〕として位置付け、各学年とも、これらに取り組む機会を設けるものとししました。その際、生徒の発達の段階や学習する数学の内容に配慮し、第1学年と第2、3学年の二つに分けて示しています。

各学年の内容の指導に当たっては、下表に示すア～ウの活動のうち行われ
ないものがないようにすることが必要です。

	第1学年	第2、3学年
ア 数や図形の性質などを見いだす活動	既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見いだす活動	既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見だし、発展させる活動
イ 数学を利用する活動	日常生活で、数学を利用する活動	日常生活や社会で、数学を利用する活動
ウ 数学的に説明し伝え合う活動	数学的な表現を用いて、自分なりに説明し伝え合う活動	数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道を立てて説明し伝え合う活動

〔数学的活動〕において、多くの場合、アとイのそれぞれの活動は、ウの活動と相互に関連し一連の活動として行われることにも注意が必要です。〔数学的活動〕に取り組む機会を設ける際には、活動としての一連の流れを大切にするとともに、どの活動に焦点を当てて指導するのかを明らかにすることが必要となってきます。

また〔数学的活動〕については、移行期間中、新学習指導要領の規定によることも可能としており、各学校の実態や生徒の学習状況に配慮して指導することも可能です。

Q 4 第1・第3学年で、授業時数が増加しますが、時数が増加したことをどのようにとらえ、どのようなことに留意して指導をすればよいですか。

授業時数の増加について、中央教育審議会答申では、次のように述べられています。

- ・ 数学については、中学校第1学年でつまずき、嫌いになってしまう生徒が多いため、小学校と中学校の学習の円滑な接続を図る観点から、第1学年において時間をかけて指導することができるように年間140単位時間（週4コマ相当）に授業時数を増加する。また、中学校と高等学校の学習の円滑な接続を図る観点から、義務教育の最終学年となる第3学年においても年間140単位時間（週4コマ相当）とする必要がある。
- ・ 授業時数の増加は、小学校と同様に、主として子どもたちがつまずきやすい内容等について確実な習得を図るための学年間での反復学習などの繰り返し学習や、観察・実験やレポートの作成、論述などの知識・技能を活用する学習活動を充実させることを目的としている。

指導に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることが大切です。

さらに、次の2点について、留意して指導する必要があります。

1 学び直しの機会の設定

新たな内容を指導する際に、既に指導した関連する内容を意図的に再度取り上げることが生徒の理解を深めたり広げたりするために有効な場合には、積極的に学び直しの機会を設けるものとしています。

2 数学的活動の一層の充実

数学的活動においては、単にでき上がった数学を知るだけでなく、事象を観察して法則を見つけたり、具体的な操作や実験を試みて数学的内容を帰納したりするなどして、数や図形の性質などを見だし、発展させる活動を通して数学を学ぶことを重視しています。さらに、活動を通して数学を学ぶことを体験する機会を設け、その過程で様々な工夫、驚き、感動を味わい、数学を学ぶことの面白さ、考えることの楽しさを味わえるようにすることが大切です。

Q5 課題学習のねらい、指導の在り方は、どのようになっていますか。

今回の改訂では、課題学習を引き続き重視するとともに、各領域の内容を総合するなどして、見いだした課題を解決する学習であると位置付けています。また、生徒の数学的活動への取組を促すことに配慮して各学年で指導計画に適切に位置付けるものとしています。

1 課題学習のねらい

課題学習のねらいは、「A数と式」、「B図形」、「C関数」及び「D資料の活用」の各領域の内容を総合したり日常の事象や他教科等での学習に関連付けたりするなどして見いだした課題を生徒が主体的に解決していくことを通して、数学的な見方や考え方をさらに深めていくことです。

このため、課題学習においては生徒の数学的活動への取組を促し、その楽しさを実感するとともに、思考力、判断力、表現力等を高めることが大切です。

また、数学的活動を行う場合、通常の授業では、領域ごとに指導が行われるため、取り上げる課題も領域の内容を中心としたものが多く、生徒は各領域の内容を関連性のないものにとらえる傾向があります。それに対して、課題学習では、各領域の内容を総合して課題の解決に取り組む学習を行います。課題学習では、生徒が数学の有用性をより深く実感し、同時に、問題解決能力を一層伸ばすことができるように留意して指導する必要があります。

2 課題学習の指導の在り方

課題学習のねらいを達成するためには、「各領域の内容を総合したり日常の事象や他教科等での学習に関連付けたりするなどして見いだした課題」を設け、観察、操作や実験などの活動を重視する必要があります。また、課題学習での課題は、一人一人の生徒がその解決に興味をもって積極的に取り組み、その主体的な追究が最後まで持続するような内容であることが必要です。

指導計画においては、通常の授業における各領域の内容に関する問題解決的な学習を継続し、各領域で学習した内容を総合したり日常の事象や他教科等での学習に関連付けたりするなどして見いだした課題を解決する学習として位置付けます。このような課題学習を通して「主体的な学習」「数学的な見方や考え方の育成」を一層促進していくことが大切です。

理科

Q 1 理科の目標は、どのように改善されましたか。

【現行】

自然に対する関心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に調べる能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。



【改訂】（下線部が改善箇所）

自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

「自然の事物・現象に進んでかかわり」

現行の「関心を高め」に比べ、自ら学ぶ意欲を重視した表現として
います。

「科学的に探究する能力の基礎」

科学的に探究する活動（問題を見い出し観察・実験を計画する学習活動、観察・実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動）をより一層重視し、高等学校理科の目標にある「科学的に探究する能力と態度を育てる」こととの接続を明確にしています。

Q 2 理科の内容は、どのように改善されましたか。

主な改善点は次のとおりです。

小・中学校を通じた内容の一貫性を重視する。

国際的な通用性、内容の系統性や小・中学校の学習の円滑な接続等の観点から、必要な指導内容（イオン、遺伝の規則性、進化等）を充実する。

科学的な思考力・表現力等の育成の観点から、観察・実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするな

どの学習活動等を充実する。

科学を学ぶことの意義や有用性の実感及び科学への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視し改善する。

このことを実現するために、次のような内容の追加、移行が行われました。

1 追加した主な内容

[第1分野]

力とばねの伸び、重さと質量の違い、水圧、プラスチック、電力量、熱量、電子、直流と交流の違い、力の合成と分解、仕事、仕事率、水溶液の電気伝導性、原子の成り立ちとイオン、化学変化と電池、熱の伝わり方、エネルギー変換の効率、放射線、自然環境の保全と科学技術の利用

[第2分野]

種子をつくらない植物の仲間、無脊椎動物の仲間、生物の変遷と進化、日本の天気の特徴、大気の動きと海洋の影響、遺伝の規則性と遺伝子、DNA、月の運動と見え方、日食、月食、銀河系の存在、地球温暖化、外来種、自然環境の保全と科学技術の利用（再掲）

2 移行した主な内容

[第1分野]

酸化と還元、化学変化と熱（(6)から(4)へ）、力のつり合い（(1)から(5)へ）、衝突（小学校第5学年から(5)へ）、酸・アルカリ、中和と塩（(2)から(6)へ）

[第2分野]

生物と細胞（(5)から(3)へ）

Q 3 理科の指導計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。

指導計画の作成に当たっては、「教科の目標」及び「各分野の目標及び内容」に照らして、各分野の目標や内容のねらいが十分達成できるように次の事項に配慮してください。

- 1 各学年においては、年間を通して、各分野におよそ同程度の授業時数を配当すること。その際、各分野間及び各項目間の関連を十分考慮して、各分野の特徴的な見方や考え方が互いに補い合って育成されるようにすること。
- 2 学校や生徒の実態に応じ、十分な観察や実験の時間、課題解決のために探究する時間などを設けるようにすること。その際、問題を見だし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。
- 3 原理や法則の理解を深めるためのものづくりを、各内容の特質に応じて適宜行うようにすること。
- 4 継続的な観察や季節を変えての定点観測を、各内容の特質に応じて適宜行うようにすること。
- 5 博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう配慮すること。
- 6 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

Q 4 移行措置において、どのような注意が必要ですか。

- 1 移行期間中、段階的に理科の授業時数が増加します。

	現行課程	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度
第 1 学年	105	105	105	105
第 2 学年	105	105	140	140
第 3 学年	80	105	105	140

- 2 次に示す、改訂の趣旨を踏まえた指導が大切です。

科学に関する基本的概念の一層の定着を図り、科学的な見方や考え方、総合的な見方を育成すること。

科学的な思考力、表現力の育成。

科学を学ぶ意義や有用性を実感させること。

科学的な体験、自然体験の充実。

- 3 移行措置の内容については、中学校学習指導要領（平成20年度3月告示）の移行措置関係規定（p.134～p.138）等を参考に、追加又は省略した内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成する必要があります。
- 4 移行期間中に指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布を予定していますので、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行ってください。
- 5 その他、次のような準備をいち早く進めておくことが重要です。

新しい学習内容に対応する観察・実験の把握

観察・実験に必要な機器の計画的整備

観察・実験の研修

Q 5 国際的な通用性とは、どのようなことですか。

日本ではこれまで学習していない内容で「国際的な学力調査」に出題されているような内容や、「各国の教科書やスタンダード（日本の学習指導要領に相当するもの）」を比較検討し、国際的にみて通用する内容構成にしたということです。

Q 6 移行期間中の現行学習指導要領の内容については、はどめ規定は適用されるのですか。

移行期間中は、現行学習指導要領が基本であり、特例として新学習指導要領で特定の事項を指導することになっています。したがって、移行期間中に現行学習指導要領の内容（新学習指導要領の内容を追加して指導するもの以外）で指導する事項は、はどめ既定が適用されます。（詳細については新学

習指導要領の移行措置についての表を御覧ください。)

なお、現行学習指導要領の内容であっても、新学習指導要領の理念に沿ってできるものがあれば、その趣旨を生かしてやって欲しいとのことです。

Q 7 科学的に探究する能力の基礎と態度とは、どのようなものですか。

「科学的に探究する能力の基礎と態度を育てる」ために、自然の事物・現象に進んでかかわり、その中に問題を見だし、目的意識をもって観察、実験を主体的に行い、課題を解決するなど、科学的に探究する学習活動が重視されています。

中学校では目的意識をもって観察、実験などを行った上で、小学校で培った問題解決の能力をさらに高めるとともに、「観察、実験の結果を分析して解釈する能力」や、「導き出した自らの考えを表現する能力」を育成することが求められています。

このことは、言語力の育成という教科横断の改善の視点とも関係しています。

音樂

Q 1 音楽科の目標は、どのように改善されましたか。

音楽科の教科目標は、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して学習が行われることを前提とし、生活を明るく豊かにするための音楽を愛好する心情を育てること、音楽に対する感性を豊かにすること、音楽活動の基礎的な能力を伸ばすこと、人間と音や音楽とのかかわりとして音楽文化についての理解を深めること、これらが総合的に作用し合い豊かな情操を養うことによって構成されています。

今回の改訂では、「音楽文化についての理解を深める」ことが新たに規定されています。その背景には、国際化が進展する今日、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を深め、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに諸外国の音楽文化を尊重する態度の育成を重視することがあげられます。曲種に応じた発声や和楽器で表現したり、音楽をその背景となる文化・歴史と関連付けて鑑賞したりする活動などは、音楽文化の理解につながる学習と言えます。また、音楽活動はコミュニケーションの観点から、言語活動などとは異なる独自の特質をもっており、このことも音楽文化の理解を深める意義の一つです。

このように音楽文化の理解を深めることは、本来、音楽科の重要なねらいであり、今回の改訂では、目標の中にそれを規定することにより、音楽科としての性格が一層明確にされました。

Q 2 音楽科の内容は、どのように改善されましたか。

内容構成の改善

今回の改訂では、内容の構成を全面的に見直して、「A表現」については、歌唱、器楽、創作ごとに事項を示すとともに、従前の「A表現」(1)のキ、ク及び「B鑑賞」(1)のア、イに相当する内容を一つにくくり、「共通事項」として新たに設けられました。

今回の改訂では、「A表現」領域（歌唱、器楽、創作ごと）、「B鑑賞」領域、「共通事項」で内容の全体を構成するとともに、各事項をこのように

構成することによって、指導のねらいを一層明確にし、生徒が感性を働かせて感じ取ったことを基に、思考・判断し表現する一連の過程を大切にした学習の充実が求められています。言い換えれば、音楽科の特性に即した思考力、判断力、表現力などを育成する指導を行い、音楽科のねらいを真に実現する教育を進めていくことを目指しているものです。

共通事項の新設

新たに設けられた〔共通事項〕については、歌唱、器楽、創作、鑑賞の各活動の支えとなるものであり、表現及び鑑賞の各活動と〔共通事項〕とを関連させて指導することとしました。例えば、音楽を形づくっている要素を知覚し、その働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取る学習が支えとなって、曲想を感じ取り創意工夫しながら表現したり味わって鑑賞したりする表現及び鑑賞の各学習が成立します。したがって、歌唱、器楽、創作、鑑賞の各活動において〔共通事項〕の内容を十分に指導することが重要であり、〔共通事項〕のみを単独で指導するものではありません。

Q 3 内容の取扱いについて、どのようなことに留意すればよいですか。

1 表現領域の内容

表現領域の学習は、

- ・ 歌詞の内容や曲想、楽器の特徴、言葉や音階の特徴などをとらえ、イメージをもって曲にふさわしい表現や構成を工夫すること
- ・ 表現をするために必要な技能を身に付けること
- ・ 音楽の背景にある文化などに目を向けること

これらが相互に関連し合うことが大切です。

2 鑑賞領域の内容

鑑賞領域の学習は、

- ・ 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取ること
- ・ 感じ取ったことや理由などを言葉で表すこと
- ・ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解

すること

- ・ 様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解すること
これらが相互に関連し合うことが大切です。

3 〔共通事項〕の内容

〔共通事項〕の学習は、

- ・ 音楽がどのように形づくられているかについて、要素や要素同士の関連からとらえること
- ・ それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること
- ・ 音楽を形づくっている要素や働きを表す用語や記号などについて音楽活動を通して理解すること

これらが一連のものとして行われることが大切です。

Q 4 移行期間中は、どのようなことに留意すればよいですか。

中学校音楽科の授業時数の変更はありません。したがって、移行期間中の標準時数も変わりません。

移行期間中の教育課程は新中学校学習指導要領によることも可能です。但し、新中学校学習指導要領第2章第5節第2の〔第1学年〕及び〔第2学年及び第3学年〕のそれぞれの2 A (4)イ(ア)及び第3の2 (1)アの規定（歌唱共通教材）によるものとします。

第2章第5節第2の〔第1学年〕及び〔第2学年及び第3学年〕のそれぞれの2 A (4)イ(ア)

- (ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの

第3の2 (1)ア

ア 各学年の「A 表現」の(4)のイの(ア)の歌唱教材については、以

下の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。

- 「赤とんぼ」 三木露風（みきろふう）作詞
山田耕筰（やまだこうさく）作曲
- 「荒城の月」 土井晩翠（どいばんすい）作詞
滝廉太郎（たきれんたろう）作曲
- 「早春賦」 吉丸一昌（よしまるかずまさ）作詞
中田章（なかだあきら）作曲
- 「夏の思い出」 江間章子（えましょうこ）作詞
中田喜直（なかだよしなお）作曲
- 「花」 武島羽衣（たけしまはごろも）作詞
滝廉太郎（たきれんたろう）作曲
- 「花の街」 江間章子（えましょうこ）作詞
團伊玖磨（だんいくま）作曲
- 「浜辺の歌」 林古溪（はやしこけい）作詞
成田為三（なりたためぞう）作曲

美術

Q 1 「A表現」の内容は、どのように改善されましたか。

今回の改訂では、表現活動において育成する資質や能力を、発想や構想の能力と創造的な技能に整理して、次のように示しています。

- (1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
- (2) 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
- (3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する。

(1)と(2)は発想や構想の能力に関する項目で、(3)は創造的な技能に関する項目です。

表現の学習では、発想・構想の能力と創造的な技能が調和よく働くことによって、双方とも一層高まり、生徒の創造性や個性が豊かに発揮された作品が生まれます。

したがって、原則として(1)又は(2)の「発想や構想能力に関する項目」と(3)の「創造的な技能に関する項目」を組み合わせ、題材の中で関連させながら指導することが大切であり、それぞれを別々の題材で指導するものではありません。

創造的な技能を(3)として独立させたことによって、生徒の実態にあった多様な題材にも、一層柔軟に取り組めるようになりました。題材を工夫することによって、生徒の興味・関心を高めながら、発想や構想の能力と創造的な技能が豊かに育成されることが望まれています。

Q 2 「B鑑賞」の内容は、どのように改善されましたか。

鑑賞は、単に知識や作品の定まった価値を学ぶだけの学習ではなく、知識なども活用しながら、様々な視点で思いを巡らせ、自分の中に新しい価値をつくりだす学習です。

このような鑑賞の学習を推進していく手立ての一つとして、今回の改訂では、鑑賞において言語活動の活用を一層図ることとされています。

具体的には、従前の第2学年及び第3学年の「作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合う」活動に加え、第1学年においても「作品などに対する思いや考えを説明し合う」ことを位置付けて、段階的に言語活動の充実が図られることを目指しています。

「B鑑賞」に充てる授業時数については「適切かつ十分な授業時数を確保すること」とされています。これは、年間指導計画の中に位置付け、目標実現のために必要な時数を定めて確実に実施することをさしています。

また、表現と鑑賞は、関連を図りながら指導していくことが重要です。鑑賞の学習の中に、表現において発想や構想の場面でイメージを膨らませるような視点や、制作手順をたどりながら、表現方法に着目させるような視点を位置づけることが大切です。

Q 3 目標に「美術文化についての理解を深め」という文言が付け加えられたのは、なぜですか。

今回の改訂では、「生きる力」をはぐくむための学力の重要な要素として、基礎的・基本的な知識・技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び、学習意欲の向上が求められています。

「美術文化についての理解を深めること」は、今回新たに加わった内容です。これからの国際社会で活躍する日本人を育成するためには、我が国の郷

土や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育や、異なる文化や歴史に敬意を払い、人々と共存してよりよい社会を形成していこうとするための教育を充実する必要があります。

改正された教育基本法において、教育の目標に伝統や文化を尊重することが新たに規定され、各教科でその充実を図っているところです。

美術においては、古くからの美術作品や生活の中の様々な用具や造形などが、具体的な形として残されており、受け継がれてきたものを鑑賞することにより、その国や時代に生きた人々の美意識や創造的な精神を直接感じ取ることができます。それらを踏まえて現代の美術や文化をとらえることにより、文化の継承と創造の重要性を理解するとともに、美術を通じた国際理解にもつながることになります。つまり、美術は、文化に関する学習の中核をなす教科として、重要な役割を担っているといえます。

Q 4 新しく示された〔共通事項〕とは何ですか。

今回の改訂では、学習内容を育成する資質や能力の視点から整理されています。その際に、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力のいずれを育成するときにも、共通に必要な資質や能力を整理し、〔共通事項〕として示しています。

〔共通事項〕の指導項目は次の通りです。

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の二つの事項を指導します。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること

イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること

つまり、〔共通事項〕は、全ての学習活動の支えになるもので、それのみを取り上げて題材にするのではなく、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの学習の中で取り扱うものです。〔共通事項〕の視点から発想や構想を促して生じたイメージを大切に鑑賞したりすることにより、感性や美術の創造

活動の基礎的な能力が一層豊かに育成されていくこととなります。

したがって、〔共通事項〕を表現及び鑑賞に関する能力を育成するうえで共通に必要なものとして、「A表現」「B鑑賞」の学習の中で十分に指導するためには、具体的な学習活動を想定し、〔共通事項〕に示されている二つの事項をどの場面で指導するのかを明確にし、指導計画の中に位置づける必要があります。

その際に、〔共通事項〕の視点で指導を見直し学習過程を工夫することや、生徒自らが必要性を感じて、〔共通事項〕の視点を位置づけるような題材を工夫するなどして、形や色彩などに対する豊かな感覚を働かせて表現及び鑑賞の学習に取り組むことができるようにすることが大切です。また、小学校図画工作科の〔共通事項〕を踏まえた指導に十分配慮することも必要です。

Q 5 移行期間中における内容の取扱いについての留意点を示してください。

平成21年度から平成23年度までの第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部または一部について新学習指導要領第2章第6節の規定によることができます。

つまり、一部と言うことで「B鑑賞」だけを新学習指導要領で実施してもよいのですが、その際には、学習内容が抜け落ちることのないように留意する必要があります。

(例えば、「A表現」を現行学習指導要領、「B鑑賞」を新学習指導要領で実施すると、現行学習指導要領における第2、3学年の表現(2)の「環境デザイン」が落ちてしまうこととなります。この場合は、この内容を表現や鑑賞の主題として、「環境デザイン」を取り扱う必要があります。)

保健体育

Q 1 保健体育の授業時数はなぜ増加されたのですか。

現在、子どもたちの体力が低下する中で、運動の楽しさや基本となる動きを重視した体育の授業時数の増加が必要であるとして、体育の授業時数が増加されました。

中学校においては、心身ともに成長の著しい時期であることから、保健体育においては、3学年間を通して、授業時数を増加する必要があります。

Q 2 中学校の第1・2学年と第3学年に分けて、各分野の目標及び内容を示したのはなぜですか。

今回の改訂では、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容の体系化を図っています。

- ・ 小学校第1学年から第4学年 「各種の運動の基礎を培う時期」
- ・ 小学校第5学年から中学校第2学年
「様々な運動を体験する時期」
- ・ 中学校第3学年から高等学校第3学年
「生涯スポーツに向け運動を選択し深めていく時期」

として指導内容の整理をしています。

その結果として「4 - 4 - 4」のまとまりを重視しています。したがって、中学校の第1・2学年と第3学年に分けて示してあります。

Q 3 体育分野の領域・内容の「E 球技」について「型」と類型化したのはなぜですか。

中央教育審議会（健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会）の論議で、球技は、運動種目を指導内容とするのではなく、運動に共通する魅力や特性に応じて教材を見直す必要があると指摘されました。また、諸外国の動向も、球技は多数の種目があることから、型に共通する動きに視点をあわせた分類が行われる傾向が報告され、検討がされました。

その中で、生涯にわたって運動に親しむためには、種目固有の技能を身につけるのではなく、「型」に共通する動きや技能を身につけることが重要という指摘を受け、改善が図られました。

その上で、運動に共通する学習課題に応じて、「ゴール型」「ネット型」「ベースボール型」が示されました。

Q 4 体づくり運動や体育理論に時間数を示したのはなぜですか。

今回の改訂では、中央教育審議会の答申を受け、「基礎的な身体能力や知識を身につけ、生涯にわたって運動に親しむことができるようにする」ことを重視し、体づくり運動を各学年で7単位時間以上、体育理論については各学年で3単位時間以上と示されています。

基礎的な身体能力をはぐくむことになる「体づくり運動」や、体育として知識の基礎となる「体育理論」の学習を確実に行う必要があることから、時間数が示されています。

Q 5 武道が必修になりましたが、宗教上の理由で武道の履修を拒否する生徒への対応はどうすればよいですか。

武道は、健康や体力の向上等心身の調和的発達が期待できるもので、授業における武道は、闘争とは異なる学習内容の一種目であること、武道の学習は、学習を通じて我が国固有の伝統と文化に触れることも目的としていること等の教育的意義を、根気強く説得することが第一歩になります。

必要に応じて、見学やレポート等の提出などの代替措置を講じる等、できるだけ弾力的に履修方法を工夫することが必要になるでしょう。ただし、武道領域の観点別評価に当たっては、4観点のうち、技能の評価ができない旨をあらかじめ本人、保護者に伝え説明責任を果たすことが必要と考えられます。

Q 6 部活動が総則に記載されましたが、改訂後、何が変わるのですか。

総則に「部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示されています。

「教育課程との関連が図られるよう」とは、部活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重しながら運営するなど配慮しながら、一層の充実が求められるでしょう。

また、開かれた学校の視点からも必要に応じて外部指導者を活用したりするなど、生徒の能力、適性、興味・関心等に応じつつ、適切な活動が行われるよう配慮して指導することが一層必要になることを示しています。

Q 7 保健体育第3 指導計画の作成と内容の取扱いの
(3)で「道徳の時間などとの関連を考慮しながら」
と追加されていますが、保健体育科の特性に応じた
適切な指導とはどのようなものですか。

第3章道徳の第2に示す内容の「主として自分自身に関すること。」「主として他の人とのかかわりに関すること。」などにおいて、望ましい生活習慣を身に付けたり、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活を送るために、保健体育科の特性に応じた指導をする必要があります。

例えば、今回必修になった武道においては、礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとるという共通な部分があると思います。また、集団的スポーツでは、きまりやルールの意義を理解し、遵守するとともに、お互いに励まし合い、高め合う活動は含まれています。このような考え方で、指導計画の作成と内容の取扱いを行えばよいと思います。

技術・家庭

Q 1 技術・家庭科の改訂のポイントは何ですか。

これからの生活を見通し、よりよい生活を創造するとともに、社会の変化に主体的に対応する能力をはぐくむ観点から、分野の目標について次のような改善を図っています。

ア 技術分野においては、ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに、よりよい社会を築くために、技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視する。

イ 家庭分野においては、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視し、これからの生活を展望して、よりよい生活を送るための能力と実践的な態度の育成を重視する。

具体的には、次のように分野の目標を改めています。

「技術分野の目標」

(新) ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる。

「家庭分野の目標」

(新) 衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。

Q 2 技術・家庭科の学習内容の改訂のポイントは何ですか。

学習内容の改訂のポイントは次の4点です。

1 内容構成の改善

「技術分野」

新) A 材料と加工に関する技術	B エネルギー変換に関する技術
C 生物育成に関する技術	D 情報に関する技術

「家庭分野」

新) A 家族・家庭と子どもの成長	B 食生活と自立
C 衣生活・住生活と自立	D 身近な消費生活と環境

2 履修方法の改善

各分野ともにAからDの四つの内容をすべての生徒に履修させることとしています。

3 社会の変化への対応

技術分野では、持続可能な社会の構築やものづくりを支える能力の育成など、

- (1) ものづくりなどを通して基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、これらを活用する能力や社会において実践する態度を幅広くむ活動を重視。
- (2) 創造・工夫する力、他者とかかわる力及び知的財産を尊重する態度、安全・リスクの問題も含めた技術と社会・環境との関係の理解、技術にかかわる倫理観などを目指した学習活動を充実。

家庭分野では、少子高齢化や食育の推進、持続可能な社会の構築など、

- (1) 「A 家族・家庭と子どもの成長」においては、幼児触れ合い体験などの活動を重視。
- (2) 「B 食生活と自立」においては、食育の推進を図る視点から、食生活の自立を目指す。
- (3) 「C 衣生活・住生活と自立」においては、衣生活や住生活などの生活を豊かにするための学習活動を重視。
- (4) 「D 身近な消費生活と環境」においては、消費者としての自覚や環

境に配慮した生活の工夫などにかかわる学習を重視。

- 4 言語を豊かにし、論理的思考や生活の課題を解決する能力をはぐくむ視点の充実

Q 3 指導計画を作成する上で、どのようなことに留意すればよいですか。

次の4点に配慮して作成してください。

- 1 3学年間を見通した全体的な指導計画を作成します。
- 2 各分野の各項目に配当する授業時数及び履修学年について
各分野の内容AからDの各項目に適切な授業時数を配当し、3学年間を見通して履修学年や指導内容を適切に配列します。
- 3 題材の設定について
1題材で複数項目の目標実現を目指すような題材を設定します。
- 4 道徳の時間などとの関連について
技術・家庭科の特質に応じた道徳教育を行います。

Q 4 対応すべき課題としてどのようなことが考えられますか。

- 1 技術分野
 - ・ ものづくりを支える能力や技術を適切に評価し活用できる能力などの育成を図りながら、教科書の指導内容と新学習指導要領の内容との関連を明確にした上で指導すること。

- ・ 技術分野の指導内容と教科の指導内容について、移行期における指導の状況や指導時期を確認した上で、連携を図った指導計画を計画すること。
- ・ 各内容において製作・制作・育成等を行う場合、指導に必要となる時間を十分に検討し、適切な題材を取り上げること。

2 家庭分野

- ・ 小学校に指導内容を移行した内容や選択項目の一部を必修とした内容については、適切な時間を配当するなど扱い方を工夫すること。
- ・ A(1)「家族・家庭と子どもの成長」については、家庭分野の学習全体のガイダンスとしての扱いと(2)又は(3)の導入としての扱うこと。
- ・ 「生活の課題と実践」については、生徒や学校の実態等に応じて、3年間を見通して1事項から2事項を選択し、適切な時期に学習を組むこと。
- ・ 食育の推進を図ること。

外国語

Q 1 外国語科の目標は、どのように改善されましたか。

外国語科の目標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

今回の改訂による大きな変更点はありませんが、外国語科の第一の目標は、コミュニケーション能力の基礎を養うことであり、次の三つの事項を念頭に置いて指導する必要があることが確認されました。

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深める。

外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

従来は中学校が外国語学習の導入の段階であったため、音声によるコミュニケーションを重視し、「聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う」と目標が設定されていました。

しかし、今回、小学校に外国語活動が導入され、特に音声面を中心として外国語を用いたコミュニケーション能力の素地が育成されることになったことを踏まえ、中学校段階では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を明示することで、小学校における外国語活動ではぐくまれた素地の上に、これらの四つの技能を総合的に育成することとなっています。

また、目標において、「聞くこと」「話すこと」の領域に関わる記述の「慣れ親しみ」という文言が削除されました。

Q 2 外国語科の内容は、どのように改善されましたか。

内容については、その構成は変わっていませんが、領域ごとに示す言語活動の指導事項がそれぞれ一項目ずつ追加または再編成され、各5項目となっています。

- ・ 「聞くこと」における追加「まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を適切に聞き取ること」
- ・ 「話すこと」における追加「与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること」
- ・ 「読むこと」における追加「話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう、書かれた内容や考え方などをとらえること」
- ・ 「書くこと」における再編成「(イ)語と語のつながりなどに注意して正しく文を書くこと」「(エ)身近な場面における出来事や体験したことなどについて、自分の考えや気持ちなどを書くこと」「(オ)自分の考えや気持ちなどが読み手に正しく伝わるように、文と文のつながりなどに注意して文章を書くこと」

また、授業時数が増加したことで、言語活動の充実を通じて言語材料の定着を図るとともに、コミュニケーション能力の一層の育成が期待されます。

今回の改訂では、言語活動の充実を通じて、言語材料の定着を図り、コミュニケーション能力の基礎を育成することが意図されています。これは、言語活動の弾力的な展開を可能にするため、4領域の言語活動の指導事項を、学年ごとに示すのではなく3学年間を通して一括して示すことで、生徒の学習の習熟の程度に応じて3学年間で必要な内容を繰り返して指導するなど工夫しやすい構成となっています。

Q 3 外国語科の授業時数が増加したのはなぜですか。
また、授業時数の増加に伴って、指導すべき内容はどのくらい増えましたか。

外国語科の改訂に当たっては、次の四つの基本方針に基づいて改善が図られ、その方針のもと、身近な事柄について一層幅広いコミュニケーションを図ることができるようにするため、授業時数が増加（各学年とも年間105時間から140時間）されます。

- ・ 4技能を総合的に（バランスよく）育成する指導の充実
- ・ 教材の題材や内容の改善
- ・ 文法指導と言語活動を関連づけた指導の工夫
- ・ 小学校段階での外国語活動を踏まえた指導内容の改善

しかし、授業時数を増やしたにもかかわらず、文法事項等の指導内容は概ね従来のものであり、新たな追加はほとんど行われていません。その理由として、繰り返し学習で定着を図ることや、活用させるために時間を十分に取るということ等があげられます。増えた授業時数をどう活用し、生徒の力を伸ばすかが大切であり、具体的な改善事項をしっかりと整理し、創意工夫を生かした特色ある授業を実施していくことが大切です。

Q 4 文法事項の取扱いについては、どのようなことに留意すればよいですか。

文法については、「2(4)言語材料の取扱い」のイの中で、「コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、」と示されているように、文法の指導がコミュニケーション能力の育成を図る指導と対立するものではなく、円滑なコミュニケーションや豊かな内容を伴うコミュニケーションを行うためには必要不可欠であり、コミュニケーションを実際に行う言語活動と効果的に関連づけて指導することが重要となります。

文法事項の指導に当たり、文法用語の解説や用法の区別などに深入りするのではなく、実際に活用できるようにすることを目指すことが重要とな

ります。

また、今回、「2(4)言語材料の取扱い」の工の中で、「関連のある文法事項はまとまりを持って整理する」ということが新たに示されましたが、これは、文法事項の一つ一つの特質を理解させるだけでなく、関連のある文法事項についてはより大きなカテゴリーとして整理して理解させる必要があり、指導の際に、既習の文法事項と新しい文法事項を比較対照しながら整理し、効果的な指導方法を工夫する必要があるということです。

Q 5 語数の大幅な増加は、生徒の負担増につながるのではないですか。

今回の改訂により、語数は従来の900語程度から1200語程度と増加しています。これは、語彙の充実を図り、授業時数の増加に相まって、一層幅広い言語活動ができるようにするためのものです。このことにより、より豊かな表現が可能となり、生徒が身近な場面における出来事や体験したことなどについて自分の考えや気持ちを表現できるよう、より一層指導の充実が求められます。

また、語数の増加は、語彙を活用しうる言語活動の充実と密接な関連があります。語数が増加したとはいえ、授業時数が増加したことにより、生徒に過度の負担を追わせることなく、言語活動の一層の充実を図ることが可能となりました。特に、活用することを通して定着を図り、生徒が自ら興味を持って言語活動を行ったり、英語で発信したりするようになるということが重要です。今、外国語科に期待されていることは、生徒が自己表現をする力です。自分で考えて、自分の言葉で発信することや表現することが大切です。ぜひ、発信できる力を育成してほしいものです。

なお、1200語の語彙は、学習指導要領や解説の中で具体的に示されるわけではなく、場面や題材に応じたふさわしい語が使えるように新しい教科書の中で工夫して選定されることとなっています。

Q 6 移行期間中に、指導すべき内容は増加するのですか。

移行期間中は新学習指導要領に準じてよいこととなっています。しかし、必ずしも1200語程度の単語や受身の未来表現など新しい内容は扱わなくてもよいので、授業時数に関しては、最低限の基準として増加はありません。

ただし、最低基準をクリアしている限り、1時間増加させても問題はありませんので、各学校の状況にあわせて決定してください。

新学習指導要領による場合は、教育委員会や学校で内容に見合った授業時数や教材を確保しなければならない点に注意してください。

Q 7 小学校における外国語活動との関連とはどのようなことですか。

今回の改訂で小学校に外国語活動が導入されたことにより、指導計画については小学校との関連に留意して適切に作成する必要があります。

特に、第1学年においては、校区内の小学校において、どのような外国語活動の指導が行われ、どの程度の素地が養われているのかを十分に把握するとともに、扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握したうえで、指導計画作成の参考にすることが大切です。

小学校における外国語活動では、音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度や、体験を通じた言語や文化に対する理解等の一定の素地が育成されることとなっています。そのため、「聞くこと」「話すこと」に関しては、小学校の外国語活動でも慣れ親しんだことのあるような身近な言語を使用したり、言語の働きを用いた言語活動を行わせたりすることで、中学校への円滑な接続を図ることができると考えられます。特に、自分の気持ちや身の回りの出来事などの中から簡単な表現を用いてコミュニケーションを図れるよう工夫する必要があります。

以上を踏まえて、中学校においては外国語の学習の円滑な導入を図ることができるよう配慮する必要があります。

道德

Q 1 道徳推進教師とこれまでの道徳主任とは、どのように違うのですか。

道徳教育推進教師は、教務主任のように学校教育法施行規則に規定されているものではないので授業時間の軽減などはなく、これまでの道徳主任と特に違いがあるというわけではありません。しかし、これまでの道徳主任と同じ役割を担うというイメージでとらえると、道徳教育の推進体制が滞るという危惧があります。今回の改訂において、学習指導要領に道徳教育推進教師を位置付けることが明示されたことの重みをとらえ、道徳教育推進教師を核として、学校が一体となって道徳教育に取り組むための全校推進体制をしっかりと作ることが求められます。「道徳教育推進教師の立場の人を明確に位置付けていますか？」と尋ねられた時に、「学習指導要領の解説に示されたような形で明確に位置付けをしている」ということがはっきりと答えられるようになっていなくてはなりません。

なお、道徳教育推進教師という名称については、「道徳主任」「道徳コーディネータ」でも構いません。また、道徳教育推進教師は、学校の規模によっては、各学年に置かれ、それをとりまとめる役の人がいるという体制を取ったり、場合によっては、教頭、教務主任、研究主任などが兼ねたりすることも考えられます。

道徳教育推進教師の具体的な役割としては、以下に示すような事柄が考えられます。

- ・ 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ・ 道徳の時間の充実と指導体制に関すること
- ・ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ・ 道徳教育における評価に関すること など

しかし、これらが全てではなく、また、これらを全てしなければならないというわけでもありません。各学校の実態や課題等に応じて、学校として推進すべき事項を明らかにした上で、その担う役割について押さえておくことが重要になります。

Q 2 道徳教育の全体計画の作成に当たって、どのような配慮が必要ですか。

全体計画の作成においては、特に次のことに留意しながら取り組むことが必要です。

- (1) 校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える
- (2) 道徳教育や道徳の時間の特質を理解し、具体的な取組を明確にし、教師の意識の高揚を図る
- (3) 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする
- (4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする
- (5) 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を活用することや、学校間交流、関係諸機関との連携に心掛ける
- (6) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

Q 3 道徳の時間における「情報モラル」の指導は、道徳の内容とどのように関連させて行えばよいですか。

道徳の内容との関連を考えるならば、例えば、ネット上の書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題及び友人関係の問題、情報を生かすときの法やきまりの遵守に伴う問題など、多岐にわたっています。各学校においては、生徒や地域の実態等を踏まえ、指導に際して配慮すべき内容について検討していくことが重要です。

情報モラルに関する指導について、道徳の時間では、その特質を生かした指導の中での配慮が求められます。

指導に際しては、情報モラルに関わる題材を生かして話し合いを深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたり、生徒の生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたりする工夫などが考えられます。

例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせた会話との違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした指導が考えられます。

なお、道德の時間は、道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることを通して道德的実践力を育成する時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危険回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する必要があります。

Q 4 体験活動を生かした道德の時間の指導方法の工夫には、どのようなものがありますか。

道德の時間で体験活動を生かす方法は多様に考えられ、各学校で生徒の発達の段階等を考慮して計画に位置付け、実施することが大切です。

例えば、ある体験活動の中で感じたことや考えたことを道德の時間の話し合いに生かすことで、指導の場をつなげ、生徒の関心を深める方法などが考えられます。また、体験活動の活動内容と似た題材等を道德の時間で生かし、それぞれの指導相互の効果を高める工夫も考えられます。

さらに、その時間のねらいに効果的に迫らせるために、道德の時間の中で役割演技や実際にそのものに触れてみるなど体験的活動を学習指導過程上に位置付けて行うことは充実させる必要があります。

なお、道德の時間は体験活動を踏まえて、生徒が様々な道德的価値に気づき、それに基づいた人間としての生き方についての自覚を深める要の時間として重視していくべきであり、道德の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではないことに留意する必要があります。

総合的な学習の 時間

Q 1 総合的な学習の時間の趣旨やねらいは、どのように変わりましたか。

今回の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、これまで総則に定めていた総合的な学習の時間を第4章として位置付けることになりました。その中で、目標、指導計画の作成と内容の取扱いなどについて示しました。

これまで、総合的な学習の時間については、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむために、既存の教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習となることを目指して実施されてきました。今回の改訂では、このことに加えて「探究的な学習」となることを目指しています。基礎的・基本的な知識・技能の定着やこれらを活用する学習活動は、教科で行うことを前提に、総合的な学習の時間においては、体験的な学習に配慮しつつ、「探究的な学習」となるよう充実を図ることが求められています。

さらに、問題の解決や探究活動の過程において「協同的」に取り組む態度を育てることなどが求められています。

Q 2 探究的な学習を進めるために、どのようなことに留意すればよいですか。

探究的な学習とは、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動のことであるとし、

課題の設定（日常生活や社会に目を向け、生徒が自ら課題を設定する）

情報の収集（具体的な問題について情報を収集する）

整理・分析（情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組む）

まとめ・表現（明らかになった考えや意見などをまとめ・表現する）

の四つの学習過程からまた新たな課題を見付け（課題の更新）、さらなる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく、このような学習活動のことであるとされています。（解説 p.16）

この学習の過程は、いつも ~ の順序で繰り返されるわけではなく、物事の本質を探ってみ極めようとするとき、活動の順序が入れ替わったり、ある活動が重点的に行われたりすることは、当然起こり得ることとしています。

こうした点に留意して学習活動を行うことが大切です。

Q3 「各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める」とありますが、どういうことですか。

「第1の目標を踏まえ」とは、各学校が目標を定める際に、第1の目標を構成する以下の五つの要素を含むよう配慮すべきであることを意味しています。

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること

学び方やものの考え方を身に付けること

問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること

自己の生き方を考えることができるようにすること

各学校において定める目標については、この五つの要素をその趣旨において含んでいれば、各学校や生徒の実態に応じて、より具体的な表現を盛り込む、いずれかを重点化する、さらに別な要素を付け加える、といったことも可能です。また、そうであってこそ、各学校において、独自に目標を定める意味があります。

Q 4 育てようとする資質や能力及び態度の視点は、どのようにとらえればよいですか。

育てようとする資質や能力及び態度とは、各学校において定める目標を、より具体的・分析的に示したものです。

第3の1の(4)に「育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること」とあるように、育てようとする資質や能力及び態度の設定に際しては、これら三つの視点到配慮する必要があります。この三つの視点是、あくまでも例示であり、各学校の取組を制限するものではありませんが、全国の学校の取組を国として整理し、参考例として示したものですので、各学校においては三つの視点を参考にするとともに、それらを地域や学校、生徒の実態に応じて独自に工夫することが期待されています。

Q 5 総合的な学習の時間の内容を定める場合、どのような点に留意すればよいですか。

総合的な学習の時間の内容を定める場合、次の点に留意する必要があります。

内容として、目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題を定める必要がある。

学習課題とは、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題、職業や自己の将来にかかわる課題などのことであり、横断的・総合的な学習としての性格をもち、探究的に学習することがふさわしく、そこでの学習や気づきが自己の生き方を考えることに結び付いていくような、教育的に価値のある諸課題のこと。

内容を定めるに当たっては、生徒が探究的にかかわりを深めていくひと・もの・ことなどの学習対象や、学習対象とのかかわりを通して学ぶことが期待される学習事項(教師側から見れば指導事項)等によって、学習課

題を具体的・分析的に示すことが考えられる。各学校においては、学習対象を明らかにし、必要に応じて学習事項等を設定していくことが考えられる。

日常生活や身近な社会とのかかわりを重視し、その時々最適な学習課題が何かを、適宜、判断することが求められる。また、地域や学校、生徒の実態に応じて内容を見直し定める必要がある。

内容を指導計画に適切に位置付けることが求められ、学年間の連続性、発展性や小学校、高等学校等との接続、各教科等との違いや関連性などに配慮して、内容を定めることが重要である。

生徒が自ら進んで学習事項を学んでいくよう、単元の展開や指導の在り方を工夫することが重要である。

各学校で設定した学習対象や学習事項等については、すべてを取り扱うことは望ましいが、仮にすべてを扱えなかった場合でも、目標や育てようとする資質や能力及び態度が実現できる可能性はある。

Q 6 指導計画を作成する上で、どのような点に留意すればよいですか。

総合的な学習の時間が実効性のあるものとして実施されるためには、地域や学校、生徒の実態や特性を踏まえ、各教科等を視野に入れた全体計画及び年間指導計画を作成することが求められます。

- ・全体計画 = 指導計画のうち、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものである。
- ・年間指導計画 = 全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どのくらいの時数で実施するのかなどを示すものである。

作成にあたって、次の点に留意する必要があります。

- (1) 指導計画で示しておくべきこととして、目標、育てようとする資質や能力、内容、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価の七つがあげられる。(指導計画を構成する七つの要素)
- (2) 総合的な学習の時間の学習活動は一連の問題の解決や探究活動のまとめりとしての単元計画、それを配列し、組織した年間指導計画におい

て示される。

- (3) 年間指導計画作成に当たって次のことに留意すべきである。
 - 生徒の学習経験に配慮すること
 - 十分な見通しをもった周到な計画にすること
 - 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと
 - 各教科等との関連を見通すこと
 - 学年間の関連を見通すこと
 - 弾力的な運用に耐えうる柔軟性をもつこと
 - 外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流に意識すること
- (4) 総合的な学習の時間の目標を踏まえて自分の学校の目標を設定し、それを踏まえて、育てようとする資質や能力及び態度と内容を設定する。これをもとに単元が計画され、実施される。
- (5) 指導計画の作成に当たっては、校長の指導の下、全教職員がそれぞれの特性と専門性を発揮しながら一致協力して、自律的、創造的に行うことが重要である。
- (6) 目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、具体的な学習活動や指導方法、学校全体の指導体制、評価の在り方、学年間・学校段階間の連携等について、学校として自己点検・自己評価を行うことが大切である。

Q 7 職業や自己の将来に関する学習活動が例示として加わるなど重視されていますが、学習を進める際、新たに配慮すべきことがありますか。

学習は、問題の解決や探究活動を通して行うことが欠かせません。生徒が自ら職業や自己の将来にかかわる課題を設定し、自らの力で解決に取り組み、その結果として生徒一人一人が自己の生き方を真剣に考える学習活動が展開されることが求められています。

また、学習活動を終えた後も、単に感想を発表するだけでなく、課題や目的に照らして何を考えたのか、さらにどのような課題が生まれてきたのかなどについて、レポートにまとめたり、発表したりして、さらに問題の解決や探究活動が連続していくことが重要です。

Q 8 指導計画の作成と内容の取扱いの中に「小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえること」とありますが、具体的にはどのように指導計画を作成すればよいですか。

まずは、自分の学校の指導計画を見直し、整備し、実践の質を高めることが先決です。その上で、中学校区という範囲の中で小学校と中学校のカリキュラムを連続性のあるものとして整備することを考えていくことが大切です。また、小・中連携の視点で総合的な学習に取り組んでいくことも考えられます。

Q 9 総則の第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」の意味は何ですか。

これは、総合的な学習の時間についての記述であり、横断的・総合的な学習や探究的な学習が実施されていることが前提となっています。総合的な学習の時間において体験活動を実施した結果、学校行事として同様の成果が期待できる場合のみ、特別活動の学校行事を実施したと判断してよいことを意味しています。特別活動の学校行事を総合的な学習の時間として安易に流用して実施することを許容しているものではありません。

Q10 体制作りに関して、解説にはコーディネータのことがあまり触れられていません。今後、どのように考えていけばよいですか。

コーディネータについて、解説の中には明確に示されてはいません。ただ、解説の校務分掌の組織の中に、総合的な学習の時間担当と示してあります。このような人たちが、それに当たると考えられます。その際、気を付けることとして、その担当者だけに任せることになってしまうことのないように学校全体で体制作りをして欲しいということです。

Q11 移行期間中の授業時数については、どのように考えればよいですか。

総合的な学習の時間については、「移行期間中も、新中学校学習指導要領第4章の規定によるものとする」とあり、授業時数（H21～23：第1学年50～65、第2学年70～105、第3学年70～130、H24：第1学年50、第2学年70、第3学年70）も示されています。これを基に計画を見直し、実践していくことが必要です。

Q12 移行期間中にすべきことは、どのようなことですか。

次の三つのことが考えられます。

一つは「計画の見直し」です。観点としては、意図的、組織的な計画になっているか、ふさわしい体験活動が位置付いているのか、教科との効率的な関連が図られているか等です。

二つ目が「体制の見直し」です。観点としては、全職員での指導体制になっているか、コーディネーター役など中核となって意図するような組織というようなものが位置付いているか、時間割など校内環境が適切に整備されているか、外部連携が効率的に図られているかどうか等です。

最後に「授業の見直し」です。四つの学習過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）が具現化されているか見直します。

特別活動

Q 1 各内容の目標に「望ましい人間関係を形成し」が入りましたが、授業等を展開するときには、どのようなことに配慮すべきですか。

学級活動で育てたい「望ましい人間関係」とは、豊かで充実した学級生活づくりのために、生徒一人一人が自他の個性を尊重すると共に、集団の一員としてそれぞれが役割と責任を果たし、互いに尊重しよさを認め発揮しあえるような開かれた人間関係です。具体的には、望ましい人間関係の在り方、豊かな人間関係づくりと自己の成長、自己表現とコミュニケーション能力などの題材を設定し、ロールプレイングや体験発表を取り入れた話し合い、自己表現力やコミュニケーション能力を高める体験的な活動、学級成員等の親睦を深める活動など、様々な展開の工夫が考えられます。

生徒会活動で育てたい「望ましい人間関係」とは、豊かで充実した学校生活づくりのために、一人一人の生徒が生徒会組織の一員としての自覚と責任を持ち、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係です。また、ボランティア活動などの教育的価値を持つ社会的活動への参加や協力、他校との交流や地域の人々との幅広い交流など、学校外における活動を通して、他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築こうとする開かれた人間関係です。生徒会の活動では、人との関わりや人の生き方を学ぶなど、人間関係を形成する力を養う活動を意識して指導することが大切です。そのためには、リーダー研修会や、各種委員会で社会的なスキルの向上にかかわる研修、そのための広報活動の充実などの工夫も考えられます。

学校行事で育てたい「望ましい人間関係」とは、全校又は学年という大きな集団において、学校生活を豊かに実りあるものにするために、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係です。また、地域の人々との幅広い交流、職場体験活動やボランティア活動などの社会体験などを通して、他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築いていこうとする開かれた人間関係です。指導上の留意事項としては、生徒一人一人が集団の中で人間的な触れ合いを深め、個性を発揮して積極的に活動できるよう、活動の場や機会を豊富にすることがあります。その際、個々の生徒の特性等を配慮した役割分担にも留意する必要があります。

Q 2 各教科、道徳、総合的な学習の時間等との関連は、どのように改善されましたか。

各教科との関連については、好ましい人間関係を形成し学校や学級での生活によりよく適応すると共に、自らよりよい学級や学校の生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることを目指す特別活動の様々な場面における指導と、各教科の指導との関連を十分に図る必要があります。

道徳との関連については、特別活動における体験を積極的に取り入れ、活動そのものを充実させることによって道徳性の育成を図る必要があります。

総合的な学習の時間と特別活動については、両者とも生徒が自主的あるいは主体的に物事に取り組む態度を養うことを目標としている点に共通性があり、両者の関連を図った指導を行うことが重要です。とりわけ特別活動の学校行事については、その趣旨と総合的な学習の時間の趣旨を相互に生かし、両者の活動を関連させることにより、結果として活動の成果が大きくなるようにすることが大切です。また、このことにより、体験活動がダイナミックに展開されるようにするなど、学校全体として体験活動が充実されるようにする必要があります。さらに、総合的な学習の時間において計画した学習活動が、学習指導要領に示した特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合については、総則第3の5「総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」とする規定が設けてあります。その際、学校行事は目標と5種類の行事を教育課程の基準として示している集団活動であること、学年や学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること、学校集団や学校生活への所属感を深め、望ましい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であることを正しく理解しておく必要があります。

引用・参考資料

- ・ 中学校学習指導要領(平成20年3月)
- ・ 中学校学習指導要領解説 総則編及び各教科等編
(平成20年7月)
- ・ 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別
支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」
(平成20年1月)
- ・ 平成20年度中学校新教育課程説明会(中央説明会)資料
- ・ 中等教育資料 平成20年7月号 p.20~23